

就学援助制度について

～給食費の支給方法が変わります!!～

趣旨

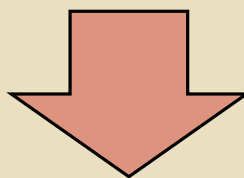
就学援助認定者の方の給食費を学校に直接振り込むことで、各保護者が学校へ支払う必要を無くし、就学援助費支給までの家計負担を軽減する。

変更点

令和4年度までは…

【各学期毎に保護者の口座に振込】

令和5年度から



原則として

【教育委員会から学校へ直接振込】

Q&A

Q1. これで何が変わるの？



A1. 就学援助認定後は、給食費を一時負担する必要がなくなるため、支払い後にまとめて支給されていた従来と比べて負担感が軽減されます。また、支払いが遅れたり、未納になる心配もなくなります。

Q2. 申請方法は変わるの？

A2. 変わりません。趣旨を御理解いただいた上で、申請書の委任状欄に御署名をお願いします。

※就学援助認定前(4月～6月分)は、通常どおり給食費を学校へお納めください。

※給食費以外の費目については、原則として、従来どおり保護者の口座に振り込みます。